

## 植物防疫所による侵入調査事業等実施要領

### (趣旨)

第1 植物防疫所（那覇植物防疫事務所を含む。以下同じ。）は、植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）第16条の6に基づき農林水産大臣が指定する侵入警戒有害動植物及びその他の有害動物又は有害植物（以下「その他の有害動植物」という。）の早期発見及び早期防除に資するため、本要領の定めるところにより法第16条の7の規定に基づく侵入調査事業及びその他の有害動植物の調査（以下単に「調査」という。）を実施する。

### (調査対象有害動植物)

第2 植物防疫所が実施する調査の対象となる有害動物又は有害植物（以下「調査対象有害動植物」という。）は、別表1のとおりとする。

### (調査対象地域)

第3 植物防疫所は、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）第6条に定める港及び飛行場、日本郵便株式会社の事業所（通関手続をするものに限る。）、中央卸売市場（周辺地域を含む。）並びに植物防疫所長（那覇植物防疫事務所長を含む。以下同じ。）が必要と認める場所で調査を実施する。

### (調査方法等)

第4 調査は、別表2に掲げる方法により実施する。

### (調査実施計画)

第5 植物防疫所長は、翌年度の調査実施計画を別記様式1により作成し、毎年2月末日までに農林水産省消費・安全局植物防疫課長（以下「植物防疫課長」という。）に提出した上で、当該計画に基づき調査を実施する。

### (報告)

第6 植物防疫所は、本要領に基づき実施する調査において、調査対象有害動植物の新たな発生の疑いが認められるときは、重要病害虫発生時対応基本指針（平成24年5月17日付け24消安第650号農林水産省消費・安全局長通知）第4の1の（3）に基づく報告を行う。

2 植物防疫所長は、前年度の調査結果を別記様式2により取りまとめ、毎年6月末日までに植物防疫課長に報告する。

### (その他)

第7 農林水産省は、最新の知見や有害動物又は有害植物の発生状況等を踏まえて、適宜、調査対象有害動植物、調査方法等の見直しを行う。

2 この要領に定めるもののほか、調査の実施につき必要な事項については、植物防疫課長が別に定めるものとする。

別表1（第2関係）

1 侵入警戒有害動植物

(1) 節足動物

*Bactrocera cucurbitae* (ウリミバエ)

*Bactrocera dorsalis* species complex (ミカンコミバエ種群)

*Bactrocera tryoni* (クインスランドミバエ)

*Ceratitis capitata* (チュウカイミバエ)

*Cydia pomonella* (コドリンガ)

*Cylas formicarius* (アリモドキゾウムシ)

*Euscepes postfasciatus* (イモゾウムシ)

*Tuta absoluta* (トマトキバガ)

(2) その他無脊椎動物

*Achatina fulica* (アフリカマイマイ)

2 その他の有害動植物

*Anastrepha fraterculus* (ミナミアメリカミバエ)

*Anastrepha ludens* (メキシコミバエ)

*Anastrepha suspensa* (カリブミバエ)

*Bactrocera latifrons* (ナスミバエ)

*Bactrocera zonata* (モモミバエ)

*Ceratitis rosa* (ナタールミバエ)

*Rhagoletis indifferens* (セイブオウトウミバエ)

*Rhagoletis pomonella* (リンゴミバエ)

別表2（第4関係）

調査対象有害動植物	調査方法※1				調査期間	調査回数	備考
	使用トラップ ※2	使用誘引剤	誘引剤の交換	トラップ 設置場所			
1. 節足動物							
チチュウカイミバエ ナタールミバエ	スタイナー型	トリメドルア剤	毎月1回	風通しの良い木陰（寄主植物又はその周辺が望ましい）等の地上1.5メートル程度の位置	日最高気温の月別平年値が14度以上の月	毎月2回	
ミカンコミバエ種群 モモミバエ		メチルオイゲノール剤	毎月1回				
ウリミバエ クインスランドミバエ		キュウルア剤	毎月1回				
カリブミバエ セイブオウトウミバエ ナスミバエ ミナミアメリカミバエ メキシコミバエ リンゴミバエ	マックファイル型又はガロン型	蛋白加水分解物 ※3	毎月2回	日最高気温の月別平年値が12度以上の月	日最高気温の月別平年値が10度以上の月		
コドリンガ	粘着式	コドレルア剤	毎月1回				
トマトキバガ	粘着式	フェロモン剤 (主成分:E, Z, Z-3, 8, 11-14acetate 及び E, Z-3, 8-14acetate)	毎月1回				
アリモドキゾウムシ	ロート型、円筒型又は粘着式簡易型	スウィートビルア剤	毎月1回	(1) ロート型又は円筒型はできる限り寄主植物周辺の地上部の位置 (2) 粘着式簡易型は地上50センチメートル程度	日最高気温の月別平年値が20度以上の月		

			の位置			
イモゾウムシ	(1) 寄主植物について、本種の寄生の有無を肉眼により調査する。 (2) 寄主植物がない場所においては、サツマイモ塊根を入れたトラップを設置し、調査する。サツマイモ塊根は毎月1回交換する。					
2. その他無脊椎動物						
アフリカマイマイ	(1) 日陰の高温多湿な場所において、本種の有無を肉眼により調査する。 (2) メタアルデヒド剤を入れたトラップを用いる場合には、緑地及び道路脇の植え込み等に設置し、本種の誘殺の有無を調査する。	降雨量の多い時期 (春期・秋期)	年2回			

※1 調査対象有害動植物の疑いのある動植物が発見された場合には、形態観察、遺伝子診断等により同定を行う。

※2 使用するトラップは調査対象有害動植物ごとに使用トラップの欄に記載のトラップを基本とするが、当該トラップと同等以上の効果を有するものであれば、記載されていないトラップも使用することができる。

※3 必要に応じて防腐剤として四ホウ酸ナトリウム十水和物（ホウ砂）を加えることができる(3%w/v)。

別記様式1（第5関係）

侵入調査実施計画

年度

調査担当所	トラップ設置地点又は調査地点	トラップ設置地点又は調査地点の住所	トラップ設置地点又は調査地点の区分	トラップ設置状況又は調査地点の状況												備考		
				トリタルア剤 (チユウカイミハエ、ナタールミハエ)		メルオイケノール剤 (ミカンコミハエ種群、モモミハエ)		蛋白加水分解物 (カリブミハエ、セイブオウミハエ、ナスミハエ、ミナミアリガミハエ、メキシコミハエ、リンゴミハエ)		コドレンア剤 (コドリンガ)		フェロモン剤 (トマトキバガ)		スイートビルア剤 (アリモドキゾウムシ)		イモゾウムシの寄主植物		
				設置個数	調査期間	設置個数	調査期間	設置個数	調査期間	設置個数	調査期間	設置個数	調査期間	設置個数	調査期間			
				月～月		月～月		月～月		月～月		月～月		月～月		月～月		
計																		

(注) 1 トラップ設置地点又は調査地点の区分欄には、設置地点又は調査地点の環境を記入すること(例、青果物検査場、外航船の停泊岸壁等)。

2 トラップ設置地点又は調査地点の位置を明記した地図を添付すること。

別記様式2（第6関係）

侵入調査実施結果

年度

調査担当所	トラップ設置地点又は調査地点	トラップ設置地点又は調査地点の住所	トラップ設置地点又は調査地点の区分	確認月日及び数																備考
				チチュウカイミバエ	ナタールミバエ	ミカンコミバエ種群	モモミバエ	ウリミバエ	クインスランドミバエ	カリブミバエ	セイブオウトウミバエ	ナスマバエ	ミナミアメリカミバエ	メキシコミバエ	リンゴミバエ	コドリンガ	トマトキバガ	アリモドキゾウムシ	イモゾウムシ	アフリカマイマイ

(注)トラップ設置地点又は調査地点の区分欄には、設置地点又は調査地点の環境を記入すること(例、青果物検査場、外航船の停泊岸壁